



神戸市会議員 (須磨区) **せいいち**

むらの誠

43才
当選**4**回

「人は人の為に尽すを以って本分とすべし」

曾祖父 村野山人 (神戸村野工業高等学校創立者)

の遺志を継ぎ政治家を志す

自民党

所属会派 自由民主党神戸市議員団

所属委員会 総務財政委員会

大都市行財政制度に関する特別委員会

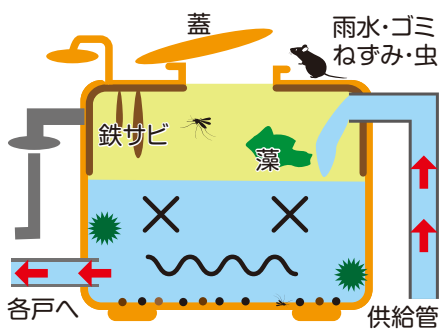
経歴

- 神戸市須磨区に生れる
- 須磨浦小学校 ⊕・神戸市立高倉中学校 ⊕
- とび職として働きながら大学入学資格検定取得
- 芦屋大学(教育学部) ⊕
- 兵庫県議会議員 秘書・衆議院議員 秘書
- 平成15年 神戸市議員選挙 初当選(29歳)
- 総務財政委員長・港湾交通委員長
- 特別委員会 委員長・神戸市監査委員
- 自由民主党神戸市議員団 幹事長・政調会長 等
- 神戸鹿兒島県人会連合会 顧問・神戸亀津会 会員
- 神戸市バドミントン協会 顧問
- 兵庫県サイクリング協会 副会長 など

マンションなどの小規模受水槽の水質は安全か!?



小規模受水槽



非衛生的な受水槽内部

28年度から予算に計上され実施しております!
水道法の規制対象外である有効容量が10立法メートル以下の小規模受水槽式水道について年1回の定期検査を受けて頂くために啓発指導を強化!

質1 むらの議員 福祉環境委員会 (平成27年12月1日)

保健福祉局は市民の健康や生命などを守る局だと思うが、受水槽式の、特にマンションやアパートの水質管理について伺いたい。水の供給の所管は水道局だが、供給後の水質管理は保健福祉局の所管である。

一定規模以上の構造物については、国が法律で年に1回の水質検査を義務付け、罰則規定もあり、厳格に水の安全を担保している。一方で、一定規模以下のマンション、アパートの受水槽については、各々の自治体が、条例や要綱により水質検査の努力義務を設けている。神戸市では要綱で定めているが、最終的に適正に水質管理がなされているのか、現状について伺いたい。

答1 森川保健福祉局担当部長

受水槽は、ご指摘の通り有効容量が10立方メートルを超えるものは水道法に定められており、水質検査が義務化されている。それ以外のものについては、水道法の対象外であり、要綱により

保健所長への届け出のほか、水道法に準じて年1回の受水槽の清掃や定期検査が努力義務とされている。

この検査は登録検査機関が行うことになっており、毎年登録検査機関から検査の実施状況の報告を受けている。検査の結果、非常に問題がある場合、直接衛生監視事務所が指導に行っている。

これまでは、検査を受けた件数だけを聞いており、受検率は23~24%と全体の1/4程度しか受検していない状況であった。検査を受けていなかった施設について、個々にはこれまで聞いていなかったため、現在把握しようとしているところである。

質2 むらの議員

受検率は約1/4とのことだが、水質検査を受検していない件数を伺いたい。

答2 森川部長

平成26年度の市内届出数は約4,300件であるのに対して、検査を受けていない件数は、約3,300件である。

質3 むらの議員

平成26年度は約3,300件が検査を受けていないということだが、過去3年、5年、10年と複数年に渡ってずっと検査を受けていないところもあるのか伺いたい。

答3 森川部長

登録検査機関から検査を受けた施設を聞いており、届け出から差し引いて検査を受けていない施設を抽出している。

現在、平成26年度分について調べており、過去の受検状況の把握方法についても検討してまいります。

質4 むらの議員

一定規模以上については法律で義務付けているが、なぜ法律で義務付けているのかというと、水質を管理しないと、人体に影響を及ぼすからである。人体に影響がなければ、法律で罰則までつけて義務付ける必要はないと考えている。

保健福祉局長として水質管理を怠った場合の人体への影響は? また、何のためにこのような制度があるのか、どのように認識しているのか伺いたい。

答4 三木保健福祉局長

市民の飲み水という意味では、受水槽の容量の大きさは関係がなく、そこから出てくる水質の問題であると考えている。

我々としては、把握に努めているが、現在、新たに水道局と話を始めたところであり、市民の健康と安全を確保するという観点から、また、水道局と水道事業の安全性を確保するという観点から、お互いにやれることをやっけていこうとしている。

今までは検査を受けていない施設の把握や受検指導を行えていなかったのが実情であり、まずは平成26年度の未受検施設に対して受検啓発通知を水道局と一緒に発送したい。過去の受検状況についても把握できていなかったのを、把握してまいりたい。また、3立方メートル以下については、できるだけ水道局による直結化を推進してまいりたい。

10立方メートル以下の受水槽を利用している市民の安全性確保のため、きっちり受けもらう方向で考えている。

質5 むらの議員

10立方メートル以下について、神戸市の場合には要綱で定め、努力義務としているが、他都市ではより厳しく定めているところもあるのではないかと。

10立方メートル以上のマンションに住んでいる人と、10立方メートル以下のマンションに住んでいる人の水質の安全性が違ふのは問題である。先ほどの未受検の約3,300件は、過去に何年も受検していない可能性があり、そこに生活されている方は、オーナーが受水槽を検査しているのかどうか、おそらく知らない。

現行の要綱では、オーナーが「お金がないからやらない!」と明確に拒否された場合、どうなるのか伺いたい。

答5 森川部長

政令指定都市では、6市が条例を制定しているが、神戸市も含めて他の政令市は指導要綱で定めている。罰則を伴う義務化ではないので、「どうしてもできない!」と言われてしまうと、粘り強くお願いをするしかない状況である。

質6 むらの議員

私は、オーナーが自分の建物を市民に賃貸で住ませる場合には、責任が伴うと思う。「家賃はもらうが、住んでいる人達の水質なんか関係ない!」という事では困る。

10立方メートルというと、なかなか分かりにくいのが、戸数でいうと大体どの程度のマンションとなるのか。

答6 森川部長

一概には言えないが、30~40戸のマンションでは10立方メートルを超えらると思われる。

要望 むらの議員

世帯層も色々あり、一概には言えないが、30~40戸以下のマンションやアパートには小さなお子さんを含め、家族でお住まいの方もたくさんいると思う。そういった意味では、水質に差が

あつてはならない。

まずは通知を出して、効果を見ることには理解するが、何かを強化しようとする、指導、勧告、命令、それでも従わなければ名前の公表もするというのが、一般的である。今後は10立方メートル以下も年1回の受水槽の水質検査を条例で義務化し、従わないオーナーにはマンションやアパート名の公表をすべきである。

物件名を公表すれば、適切な水質管理を行っていない物件を一般市民が知ることになる。そうすれば、オーナーも水質検査を行っていないと入居してもらえないため、自主的に行ってもらえると思う。

久元市長も「必要なものに関しては積極的に局が予算を要求すべきだ!」と言っている。命や健康は、真に保健福祉局が予算要求をしなければならない案件だと思う。ぜひとも堂々と必要な予算を要求していただきたい。来年以降も注視してまいりたい。

29
年度

実現しました!!

民生委員活動費(実費弁償費)の増額(+2万円)

一般委員:59,000円 → 79,000円

質 むらの議員 予算・総括質疑(平成28年3月14日)

神戸市の民生委員の実費弁償費の水準は政令市の平均額に比べて著しく低い。これから、団塊の世代の方々の高齢化が進み地域における民生委員の役割は、今まで以上に重要になり、更なる支援強化が必要である。そこで、実費弁償費についても増額すべきと考えるがどうか?

答 久元市長

現在の本市の実費弁償費は交付税単価と同額であり、それ自体は間違いではない。しかしながら他都市に比べて、その水準が低いということは良くない。実費弁償費の増額についてはきちんと検討させていただきたい。

(議事録要約抜粋)

お手伝いさせて頂きました



ごみステーションを新設(緑が丘1丁目)



ユニバーサルトイレに改築(須磨海浜公園)



落下防止柵を設置(須磨区千守町2丁目)



市民相談受付中!
いつでも気軽にご相談ください
TEL (078) 739-8889

自由民主党神戸市会議員団 須磨区第2支部

神戸市会議員 むらの誠一事務所
〒654-0053 神戸市須磨区天神町3丁目2-45
FAX (078) 739-8887 www.murano.gr.jp